

# 身体拘束廃止に関する指針

株式会社 のず

小規模多機能型居宅介護事業所 のずの里 もばら

小規模多機能型居宅介護事業所 のずの里 かいどう

小規模多機能型居宅介護事業所 のずの里 北若松原

小規模多機能型居宅介護事業所 のずの里 いわぞ

ぐるープホーム のずの家

# 『身体拘束廃止に関する指針』

## 1、身体拘束廃止に関する考え方

身体拘束は人間の活動そのものを制限し、自由を抑制してしまいます。そして何よりも拘束は、短期間でも大きな苦痛と著しい被害・ダメージをその方に与えてしまい、尊厳ある生活を阻むものです。当事業所では利用者の尊厳と主体性を尊重し、身体拘束廃止に向けた意識を持ち、身体拘束をしないケアの実施に努めます。

### (1) 介護保険指定基準の身体拘束禁止の規定

サービス提供にあたっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護する為、緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他、利用者の行動を制限する行為を禁止しています。

### (2) 緊急やむを得ない場合の例外三原則

利用者個々の心身の状況を勘案し、疾病・障害を理解したうえで身体拘束を行わないケアの提供をすることが原則です。しかしながら、以下の3つの要素のすべてを満たす状況にある場合は、必要最低限の身体拘束を行う事があります。

①切迫性：利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高い事。

②非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がない事。

③一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものである事。

上記3つの要件に照らし合わせながら最もいいケアの方法を常に検討していきます。

## 2、身体拘束廃止に向けての基本方針

### (1) 身体拘束の原則禁止

当事業所においては、原則として身体拘束及びその他の行動制限を禁止します。

### (2) やむを得ず身体拘束を行う場合

その方にとって何が良いか、拘束に代わる方法はないか、常に考え、相談し、色々な方法を検討していきます。本人や家族の思いを尊重しながら最もいい方法を模索していきますが、本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として

緊急やむを得ず身体拘束を行う場合は、危機管理委員会を中心に充分検討を行い、身体拘束による心身の損害よりも、拘束をしないリスクの方が高い場合で、切迫性・非代替性・一時性の3要件のすべてを満たした場合にのみ、本人・家族への説明を得て行います。

また、身体拘束を行った場合は、その状況について経過を記録し、出来るだけ早期に拘束を解除すべく努力します。

### (3) 日常ケアにおける留意事項

身体拘束を行う必要性を生じさせないために、日常的に以下のことに取り組みます。

- ①利用者主体の行動・尊厳ある生活に努めます。
- ②言葉や応対等で、利用者の精神的な自由を妨げないように努めます。
- ③利用者の思いを汲み取り、利用者の意向に添ったサービスを提供し、他職種協働で個々に応じた丁寧な対応をします。
- ④利用者の安全を確保する観点から、利用者の自由（身体的・精神的）を安易に妨げるような行為は行いません。万が一やむを得ず安全確保を優先する場合は、危機管理委員会において検討します。
- ⑤「やむを得ない」と拘束に順ずる行為を行っていないか、常に振り返りながら利用者主体的な生活をしていただけるよう努めます。

### (4) 在宅福祉サービス

在宅サービス契約時、施設の方針を明確にし、理解を頂きます。

また、在宅サービスの延長線上に施設利用があることを認識し、本人、ご家族の思い・希望を汲み取り、ご本人の安全、ご家族の安心、ご家族の介護負担の軽減を十分考慮したうえで、ケアの方向性を示します。

### (5) 入所福祉サービス

入所サービス契約時、施設の方針を明確にし、理解を頂きます。

また、ご家族様の協力を頂き施設利用があることを認識し、本人、ご家族の思い・希望を汲み取り、ご本人の安全、ご家族の安心、ご家族の介護負担の軽減を十分考慮したうえで、ケアの方向性を示します。

## 3、身体拘束廃止に向けた体制

### (1) 事故防止委員会の設置

当事業所では、身体拘束廃止に向けて、危機管理委員会（以下「委員会」という。）を設置します。

#### ①設置目的

- ア) 事業所内での身体拘束廃止に向けて現状把握及び改善についての検討
- イ) 身体拘束を実施せざるを得ない場合の検討及び手続き
- ウ) 身体拘束を実施した場合の解除の検討
- エ) 身体拘束廃止に関する職員全体への指導

#### ②委員会の構成員

- ・介護事業部責任者
- ・本社介護事業部
- ・各事業所の管理者並びに施設長
- ・各事業所管理者並びに施設長をサポートする立場の者
- ・介護職員
- ・看護職員
- ・介護支援専門員
- ・その他委員会が認めた者

#### ③委員会の開催

##### ア) 定例会議

- ・月に1回開催する。
- ・参加者は各事業所から1名以上参加する。
- ・開催場所は1か月ごとに持ち回りで行う。また、開催場所の職員が議長とする。

##### イ) 緊急会議

- ・事業所で一刻も早く対応しないといけない場合に開催する。
- ・委員長が必要と判断した場合に開催する。
- ・事務局が必要と判断した場合に開催する。
- ・その他職員が必要と判断した場合は開催をする。
- ・上記判断の下、緊急会議の日程調整、記録、議長を事故がおきた事業所が行う。

## 4、やむを得ず身体拘束を行う場合の対応

本人又は他の利用者の生命又は身体を保護するための措置として、緊急やむを得ず身体拘束を行わなければならない場合は、以下の手順に従って実施します。

### (1) 緊急会議の実施

緊急やむを得ない状況になった場合、委員会を中心として、各事業所の管理者並びに施設長が集まり、拘束による利用者の心身の損害や拘束をしない場合のリスクについて検討をし、身体拘束を行う事を選択する前に①切迫性②非代替性③一時性の3要素

すべてを満たしているかについて検討、確認します。

要件を検討・確認した上で、身体拘束を行う事を選択した場合は、拘束の方法、場所、時間帯、期間等について検討し、本人・家族に対して説明を行います。

また、廃止に向けた取り組み改善の検討会を早急に行い実施に努めます。

#### (2) 利用者本人や家族に対しての説明

身体拘束の内容・目的・理由・拘束時間又は時間帯・期間・場所・改善に向けた取り組み方法を詳細に説明し、十分に理解が得られるように努めます。

また、身体拘束の同意期限を越え、なお拘束を必要とする場合は、事前に契約者・家族等と行っている内容と方向性、利用者の状態などを説明し、同意を得たうえで実施します。

#### (3) 記録と再検討

法律上、身体拘束に関する記録は義務付けられており、専用の様式を用いてその様子・心身状況・やむを得なかった理由などを記録します。身体拘束の早期解除に向けて、拘束の必要性や方法を逐次検討します。

#### (4) 拘束の解除

(3)の記録と再検討の結果、身体拘束を継続する必要性がなくなった場合は、速やかに拘束を解除します。その場合には、契約者、家族に報告致します。

## 5、身体拘束廃止に向けた各職種の役割

身体拘束の廃止の為に、各職種の専門性に基づくアプローチから、チームケアを行う事を基本とし、それぞれの果たすべき役割を責任もって対応します。

#### (介護事業部責任者)

①身体拘束における諸課題等の最高責任者

②危機管理委員会の総括責任者

#### (各事業所の管理者並び施設長)

①家族、医療、行政機関、その他関係機関への対応

#### (危機管理委員会)

①身体拘束廃止の為の指針の周知徹底

②身体拘束に関する説明、システムの確立

③身体拘束に関する対応策及び防止策の検討

④検討内容の実践、結果確認及び再検討

⑤身体拘束廃止に向けた職員教育

(各事業所)

- ①拘束がもたらす弊害を正確に認識する
- ②利用者の尊厳を理解する
- ③利用者の疾病、障害等による行動特性の理解
- ④利用者個々の心身状態を把握し、基本的ケアに努める
- ⑤利用者とのコミュニケーションを充分にとる
- ⑥記録は正確かつ丁寧に記録する
- ⑦医療機関、家族、各関係機関との連絡調整
- ⑧事業所における医療行為の範囲の設備
- ⑨重度化する利用者の状態観察
- ⑩家族の意向に添ったケアの確立
- ⑪事業所のハード、ソフト面での改善

## 6、身体拘束廃止・改善の為の職員教育・研修

介護に携わるすべての職員に対して、身体拘束廃止と人権を尊重したケアと励行を図り、事故防止と合わせてリスクマネジメントとしての職員教育を行います。

- ①定期的な教育・研修（年2回）の実施
- ②新任者に対する身体拘束廃止・改善の為の研修の実施
- ③その他必要な教育・研修の実施

## 7、身体拘束廃止に関する指針の閲覧について

この指針は、当事業所内掲示し、いつでも自由に閲覧する事ができます。

## 8、附則

この指針は令和6年5月1日より施行する。